

民主主義イメージの分析と人権の現状 (II)

橋本 富郎

人文社会教室

(1982年9月3日受理)

Identifying an Image of Democracy (II)

Tomiro HASHIMOTO

Department of Humanities

(Received September 3, 1982)

(以下の論考は、名古屋工業大学学報第33巻(1981年)所収の拙論『民主主義イメージの分析と人権の現状(I)』から続く)

合衆国に滞在中、新奇に感じられたことは多かったが、諸階層の平等ほど私の目を驚かせたものはない。この基本的事実が社会の運行に及ぼす甚大な影響は直ちに分った。それは世論にある方向を、法制にある傾向を与え、為政者には新たな格率を、被治者には特有な習性をもたらしている。

やがて私は、この事実が政治的な習俗や法制を超えて強い影響力を持ち、政治の領域に劣らず社会をも動かしていることに気づいた。それは人々の意見を創り、感情を生み、慣習を規定する。そして、それと無関係に生じたものをすべて変容させている。

(トクヴィル『アメリカにおけるデモクラシー』¹⁾)

4. 「民主主義イメージ」の特性

われわれのいづく「民主主義イメージ」の正体は、第3節の末尾で指摘したように、自由(主義的)・民主主義である。それは、古くギリシャのポリスにおいて実践された民主主義のたんなる再生復活ではなく、個人格の観念に目覚め、その尊厳を持するためにさまざまな人間の自由の権利を主張するところの自由主義の心性(これを第1節の用語でいいかえるなら、近代文明社会の理念=主張(A)ということになろう)によって洗礼をうけ、それと合体した民主主義なのである。そしてここから、自由・民主主義に独特なつぎのふたつの特性が由来することになる。

① 自由対平等の緊張関係

フランス革命が「自由・平等・博愛」という著名なスローガンを掲げて以来、ややもすれば自由と平等は、近代民主主義の本質的な契機としてつねに並称され、ともにかつ同時に実現されるべき価値と考えられる傾向があった。その結果、今日では両者はたいていの場合、「自由と平等」というようにひとつのカッコでくくられて、まるで両者の間にはなんの矛盾も緊張も存在しないばかりか、たがいに当然のこととして支持しあい、補完しあい、両立するかのごとくうけとられるようになっているのではないか。しかしながら筆者には、自由と平等はさほど折り合いのよい兄弟とは思われないのである。

(i)まず第1に、既述したとおり、ポリスの民主主義は本来、その社会構成員の同質性を前提にして成立し、機能する原理である。つまり、市民たるに必要な能力と資質を共有するという意味で同質な構成員のみが、平等に直接自治に参加することによって政治を運営する技術であるといえよう。それにひきかえ自由主義の主張の根幹をなすのは、人間的自由の権利の擁護であって、その背後には、人間相互の異質性の尊重が大前提になっているはずである。そこでは能力や資質の差には関係なく、だれであろうと各人が異なる意志をもち、異なる選択をすることに最大の意味が与えられていなければならない。社会があげて同質性を追求するときには、もはや個人の人的自由は望息のやむなきにいたらざるをえないであろう。

(ii)第2に、もともと民主主義には平等を指向する傾きが深く潜んでいるのだが、社会のなかに平等な状態を作

り出そうとする試みは、その性質上、自由の価値と衝突せずにはすまない場合があるのではないか。

最初民主主義の登場とともに一般的に認められたのは、法の前にける平等であった。ところが平等の要求は、やがて民主主義勢力の進展につれて、政治的平等すなわち普通選挙権獲得をめざすようになる。周知のように、イギリスでは1832年の第1次選挙法改正以来、1928年にいたるまで数回に及ぶ改正の結果、除々に選挙権は拡大していき、ついに普選実現の運びとなった。こうして民主主義がいつそ勢いを得るに従って、平等への情熱は法的平等、政治的平等の枠組を超え、経済的ならびに社会的領域における平等を実現せんものと次第に高まりをみせていくことになる。これを別言すれば、形式的平等に対する実質的平等の要求、あるいは機会の平等に対する結果の平等の要求と表現できるであろう。たとえば、よし裁判での弁護士制度が確立しているとしても、赤貧に甘んずる甲氏や名もなき庶民乙氏は、富裕なA氏や社会的名声を誇るB氏が備うような有力な弁護士を依頼することができず、そのためにみすみす不利な判決に服さねばならぬ場合があるかもしれない。こうした不合理をなくするためには、たんに法的制度における平等を保障するとどまらず、経済・社会生活での諸条件を平等にしなければならぬ、というわけである。

今日機会の平等は、異議をさしはさむことの許されない自明のことがらとして、一般的に承認されている。また、日本国憲法第14条にもいわく、「①すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。②……貴族の制度は、これを認めない。③……栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。……これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。」つまり、万人は同一のスタートラインから同時に出発して自由競争を行なうべきことを規定している。しかしながら、人間のあいだに先天的・後天的な差異が存在するのはむしろ自然である以上、ゴールラインに到達する時刻は各人まちまちになる。この優勝劣敗は、とりもなおさず、経済・社会生活における不平等な階層秩序を結果することになるだろう。それは、と結果の平等論者は反論する、たしかにフリーなプレーではあろうし、少数の優者のファインプレーの物語でもあろうが、大部分の人間にとってはけっしてフェアなプレーとはいえず、とうてい認することはできない。全員が同時にゴールラインできるようにするために、あえて最初のスタートラインに凹凸を設定する必要がある。そうしてこそはじめて結果において平等な状態を作り出すことができよう、と。

ところで、そのような調節を導入することによって平

等な社会秩序をうみ出し、経済や社会の領域において各人を横一線に並列させることは、なんらかの人為的な力の介入なしには不可能である。下位の者を押し上げ、あるいは上位の者をひき下げるには、公的な力の干渉を待たなければならないであろう。そして外部的な力の介入とは、ことの性質上、自由への干渉・制約とならざるをえないのではないか。こうした自由と平等との原理的な二律背反の問題も、実際の政治・経済の運営にあたっては、なんとか両者の間に妥協の一線を画すことでもって、処理されてはいる。とはいえ、次節で検討するように、基本的人権の内容と意味を問い、その問題点を探る際には、文豪政治家ゲーテの箴言があやしい光芒を放って、いまいちど自由対平等の緊張関係を思いをいたすことをわれわれに迫るであろう——「平等と自由をともに約束する立法者は、夢みる空想家であるか、それともべてん師である」²⁾

② 平等が自由を喰いつぶす可能性

これまで明らかになったのは、自由主義が人間の自由の価値を優先させるのに対して、民主主義にはその本質的契機として平等指向が内在し、しかも自由と平等とは原理的に緊張もしくは対立関係にあること、これであった。

ところでさらに一步を進めていけば、大衆民主主義の時代において、人民の声高な水平化要求の荒波がいつには自由を呑みこんでしまうという危険性が意識されねばならないのではないだろうか。今世紀の第四半世紀をすぎたころより、各国であいついで普選が実現を見、それまでは政治のドラマの観客にすぎなかった多くの人間が、なんらかの政治的役割を自ら演ずるようになるにつれて、「もっと平等を」、「もっと経済的安全を」と主張するようになりはじめた。この点でもイギリスは他の諸国に先がけて、早くも今世紀の最初の10年間に社会政策を断行することになるのだが、ことに当たった時の植民次官W. チャーチルにとって重要だったのは、自由尊重の大原則と社会改革とをいかにして調和・両立させるかであった。自由競争は19世紀以来イギリスの政治・経済の基本的原理であったのみならず、神聖にして犯すべからざる道徳的原則と目されていた。経済的富裕・社会的名声は自助努力の果実であり、反対に零落は怠惰の証しであるがゆえに、貧困な者をすべて公的に救済することは人倫にもとることを意味したのである。チャーチルの提案は、したがって、最貧困者層だけを国家的救済の対象とするものであり、その理由は、「……落ちこぼれ……残りもの、あるいは後衛……には、自分で準備するだけの人格もなく、資力もない。国家の援助を必要としているのは、このような人々である」(傍点筆者)と

いうにあったのである³⁾。

ここに見てとれるのは、相対的に負しい者にまで社会政策を及ぼすとすれば、かれらに自立心を失わせ、ひいては精神的・道徳的にかれらを貶しめることになるに相違ないという発想である。現今の平等万才、福祉万能の社会にあつては、こうした発想はいわば歴史の歯車を逆転させる途方もない反動であるとの烙印を押されずにはすまないであろう。しかし、そうした社会風潮のまっただなかに生きるわれわれであるからこそ、先哲の深い洞察に耳を傾ける必要があるのではないかと筆者には思われるのである。なぜとて、かまびすしく平等を要求し、やみくもに経済的・社会的欲求の充足を国家に迫るなら、政治権力はわれわれの日常生活の精神にまで、しかも面倒見のよい優しい顔つきで容喙してき、つまるところ、われわれはしらすらすらすのうちに自由を手放していくような状況にたちいたるのではないかと、との危惧の念を禁じえないからである。それともこれはたんなる被害妄想にすぎないであろうか。

チャーチルの提言以来ほぼ四分の三世紀を経た今日、経済的安定の追求がいかに強く、いかに幅広くアメリカ人の心を捉えて離さぬかを明晰に論じた経済学者がいる。しかもかれらはこぞ、安定を確保する手段として政府がいちばん頼りがいがあるとみなしているという。つぎに掲げる一節は、こうした心性が、かれらの一般的な思考と行動の様式にまで甚大な影響を及ぼすありさまを描いて余すところがない。少し長くなるが、労をいとわず引用しておきたい——「経済的安定への積極的動きを、アメリカの混淆した資本主義経済のなかに順応させることは容易でない。経済的安定を実現すればするほど、資本主義、民主主義、個人の発意のための暗黙の諸前提の基礎を掘りくずしていくからだ。にもかかわらず経済的失敗が傷つくことはないのである。なぜなら、失敗が政府によって保護されるからである。……すべての市民がこのように保護されると、民主的制度を動かすために必要な、政治に関心を持つと同時に利害をはさまぬ市民というものが存在しなくなる。……物事を決める能力は崩壊してしまい……国民のすべてが……脅かされたときにはいつでも政府に駆け込むのである。」⁴⁾

チャーチルの時代と今日とでは、政治的・経済的・社会的条件が異なることを看過してはならぬであろうが、それにしても、“荒くれ個人主義”を誇りとし、個人のイニシアティブと企業精神を尊び、そしてそれらを可能にする基本的前提要件としての自由を何にもまして重視してきたアメリカの精神風土に、大きな変化が生じていることをうかがいしることができよう。この事例を念頭におきつつ、つぎに人権観念の変容を検討しよう。

5. 「パンとサーカスを」

すでに触れたように、「人権の時代」(17, 8世紀)の人権とは、ありうべき国家権力の压制・干渉を排除することによって得られる、個人の自由の空間を指していた。思想および良心の自由、信教の自由、集会・結社および言論の自由その他の、いわゆる自由権がこれにあたることというまでもない。他方20世紀の人権観念の中核をなすのは、国民の経済的、社会的権利を国家が積極的に手を貸して保障すべきだという、いわゆる社会権(もしくは生存権)の思想である。ここでは国家こそ、幸福追求に対する国民の権利を全うすべき主人公と考えられてある。したがってこの権利は、国民が快適な生活を営むべく、国家に対してさまざまな要求をつきつけ、施策を迫るといふ方向と形式を採ることになる。国家への請求権と性格づけられるゆえんである。日本国憲法に即していえば、前記の幸福追求に対する国民の権利(13条)のほか、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利(25条)、教育をうける権利(26条)、勤労の権利(27条)などである。

これらの自由権と生存権との間には、明らかに質的な差異がある。前者は自由主義的価値観すなわち国民对国家の論理に依拠しており、したがって、あくまでも消極的な機能しか営まない国家を前提としている。後者は民主主義的価値すなわち国民=国家の論理に根ざしているがゆえに、国民の生存、生活に充分な配慮を怠らぬ積極的国家を期待するものである。この国家は、広く国民の生活全般にわたって積極的に保護を加え、安定を確保すべく、数多くの役割を果す福祉国家でなければならない。そして福祉国家に求められる保護と安定とは、平等の創出と同義であると考えてさしつかえないであろう。なぜなら福祉国家の方法とは、まずチャーチルのいう落ちこぼれを救いあげ、究極的にはできうる限り結果の平等に近づくことによって、経済的・社会的条件の凹凸を水平にならすことだからである。

①保護・安定・平等の要求の特性

ところで保護・安定・平等には、これらに共通の顕著な特性があるように思われる。すなわち、いずれも相対的な性質の概念であつて、それゆえに各々が実現さるべき範囲もしくは限度が明確ではないということ、これである。たとえば、現在わが身のうけている保護の量が満足するか否かは、その量がわが身の絶対的必要を充足しているかどうかで決するというよりは、むしろ隣人のうけている保護の量との比較考量にかかっている。そこで、「保護が増大するにつれて、それはとどまるところを知

らなくなる。保護されればされるほど、ますます多くの保護を必要とする』⁶⁾ようになり、ついには欲求が必要にとってかわって、欲求と保護との果しないイタチごっこの様相を呈することになる。また、追求さるべき価値としての平等が、いったいどの程度まで具体的な意味をもつのかはかなり不明確である⁶⁾。たとえば平等な選挙という場合、一人一票の原則をもって充分と考えるのか、それともいわゆる票値の不均衡は是正されねばならぬとして、いったい何対1の差であれば平等と見なされるのか。平等な教育の権利については、各人の能力差に応じて教育の機会や内容にどれだけの幅をもたせうるのか。これらの問いに答えて、ここまでと一線を画することのできるの、あいまいな社会通念しかない。だとすれば、社会の各人・各層がそれぞれみずからの思惑を秘めて、国家にむかって口々に「もっと平等に」と叫び合うようになろう。

保護や安定や平等のこうした特性は、大衆民主主義社会における国民の人権拡大要求を増幅し、権利過剰の時代を招来せずにはすまないであろう。つぎの数字は、わが国のここ35年間の防衛費と社会保障費の伸び率である⁷⁾。

(対前年度比、単位%)

	防衛費	社会保障費
昭和30年度	3.3	—
35	0.6	21.4
40	9.6	19.9
45	17.7	20.5
50	21.4	35.8
55	6.5	7.7

なお、55年度一般会計予算総額42兆5888億円のうち、防衛費は5.2%強の2兆2302億円、社会保障費は19.3%弱の8兆2124億円である。

筆者は社会福祉の増進に異議を唱えるものではない。それにしてもこの増加率のすさまじさは尋常とはいえない。この数字は、権利という名の保護が際限もなく膨張してゆく様を映し出していないだろうか。本節の標題に掲げた「パンとサーカスを」は、古代ローマ共和制の末期に、人民大衆が食糧の調達のみならず自分たちの娯楽の面倒までも国家にみさせようとした際のスローガンであって、その自制心の欠如が共和制を崩壊に追いやる一因となったのであるが、そうした国家まるがかえの傾向は、多かれ少かれ現今の日本社会に見てとれるのではあるまいか。

肥大するのは、なにも経済的・社会的な権利要求ばかりではない。今や身体の安全さえも国家まかせにしようとしているかのようである。それも、狂暴な犯罪者から身を守るためというのではなく、一市民として当然備え

るべき資質の欠如を棚上げにしておいて、である。『社会のルールを守れ』と題した投書氏は⁸⁾、ある自動車レース中、危険な箇所を立入り禁止コーナーとし、かつ主催者や警察側が闖入者たちに注意を促したのだが、聞き入れられず、そこへ自動車が飛び込んで死傷者を出したと書いたあと、「まず私は、立入禁止コーナーに入った観客を、なぜ主催者や警察側が実力でもよいから排除してスタートさせなかったのか不思議であり、大変に疑問にも感ずる……」と述べている。だが、氏の自発的に「社会のルールを守れ」という主張と、「なぜ……実力でもよいから排除し……なかったのか……」という疑問との間には、架橋不可能の根本的な質的相違がある。実力を用いての排除によって闖入者たちの生命・身体の安全がはかられるのを妥当と考えるよりも、むしろ道徳的判断能力を欠いた人間は市民としての保護や賠償の権利を享受できないこと、それゆえに自らルールに従わねばならぬことをわれわれが周知する——これが本来の民主主義の原理に沿った社会的要請である。時に発生するこの種の事例は、——ちょうどたまさかの風の動揺が腐敗から海洋を守るのにも似て——われわれをして、市民たることの意味を折にふれて想起せしめるのに役立つ、と考えるのは非情であろうか。

またこの投書のなかに、なにか不都合が出来ればただちに他者の責めに帰したり、不都合が起きぬように国家の配慮を頼んだりする心性を読みとるのは、はたして早合点だろうか。さらにまた、こうした心性が社会全体の習性となったあかつきには、国家権力が国民の保護という名目の下に、目に見えぬ形でいつの間にかわれわれの行動に介入し、干渉を加えるようになり、その結果われわれは安全を得るべく自由を売り渡すという愚を犯すことになりはしないか、などと考えるのはたんなる杞憂にすぎないであろうか。

②人権の「半影理論」(Penumbra Theory)⁹⁾

最近では人権もまたインフレ化し、環境権・眺望権・文化権・嫌煙権・消費者の権利その他つぎつぎに新種が要求されている。すでにアメリカでは「ホモ権」「セックス休憩権」「父親が分娩にたちあう権利」が登場した。このような社会の動向を反映、追認するかのように、アメリカの裁判所では、憲法上のプライバシーの権利を広く認める一連の判決が出されてきた。

(i) グリスウォールド対コネチカット州事件 (1965年)

既婚婦人に避妊法を教えた産児制限連盟理事と医師とが、避妊薬や器具の使用を犯罪であると規定したコネチカット州法によって、有罪判決をうけ、最高裁で争った結果、既婚者には避妊するという憲法上のプライバシーの権利があると認められた。この判決の根拠と

なったのが、多数意見の「半影理論」であった。つまり、権利とは明文規定のみに尽きるのではなく、それを中心としてその周辺にさまざまな権利があり、両者が合わさって人権体系を構成しているという考え方に立脚していたのである。

(ii) アイゼンシュタット対ベアド事件 (1972年)

独身者に対する避妊方法の教示を処罰することの是非をめぐる事件であったが、最高裁は平等条項に依拠して、既婚者と同等に独身者にもプライバシーの権利を認めた判決を下した。

(iii) ロウ対ウェード事件 (1973年)

妊娠中絶を違法と定めたテキサス州法は違憲であるとして上告した事件である。争点は、たんに避妊ではなく、子供を産むか産まないかを自由に決定する権利が個人にあるかどうかにあったが、判決は、やむをえない州の利益に抵触する場合を除いて、妊娠初期の段階での中絶の決定権は個人にある、とした。

もとより、憲法上の人権保障の内容は弾力的でなければならぬことは論をまたない。時の流れとともに、政治的・経済的・社会的条件に応じて憲法解釈が変化することは当然である。かといって、あまりに安直に願望や欲求が当為の形で主張され、さらにそれがいつの間にか権利として要求されるなら、ついには人権の一覧表はまるで雪だるまのように膨れあがってしまい、「権利のための闘争」が「権利と権利の闘争」と化し、人権同志・人間同志が角つき合わず状況に陥ってしまう恐れなしとならない。このことは、とくに社会権に属する権利についてあてはまるように思われる。その意味において、伸縮自在の「半影理論」は適用の仕方ひとつで、人権乱造の具となりかねない危険な種子を蔵しているといわねばならない。権利要求に性急なあまり「角を矯めて牛を殺す」仕儀にならぬためにも、半影理論とその亜種に注意を払いたい。

③ 許容社会と dis 文化

民主主義に内在する平等主義が歯止めを失い、野放図に蔓延するとき、それは政治や法の制度をこえて、いったい社会の性格にどのような刻印をしるすであろうか。そこに住む人間の精神のありようにどのような影をおとすであろうか。

そうした社会は、いわば人間のあいだの区別立てをを忘失した社会——なんらの優劣・善悪・曲直・貴賤・上下の別も、その他万般にわたって物事のけじめもあってはならぬ「のっぺらぼう」の社会となるに相違ない。これを、極端な平等社会における相似現象と呼ぶことができよう。横一線に並列して、人間みないっしょというわけである。つとにプラトンは、古代アテネの民主主義

がその健全さ¹⁰⁾を失って瓦解してゆくありさまをつぶさに観察し、この現象の進行を活写してみせたものである。「若者たちは、言論においても行為においても年長者を真似て張り合い、老人たちは若者たちに調子を合わせ、模倣して、陽気さや頓智で自分をいっばいにするのだ、それが、いかさま、不愉快な奴だとか、専制的な奴だとか思われなためなのだ。」¹¹⁾あたかもプラトンが2千年余の時間をとびこえて蘇り、昨今のわが国の社会風俗を描いたかのごとき錯覚をおぼえるではないか。

ところで、この相似社会においては、ひとつには、なんでもすべて許されるという許容性と、いまひとつには、不満文化とでも呼ぶべき傾向という、ふたつの顕著な特徴がたち現われるように思われる。これらは、一見したところではたがいに矛盾しあうかみえるけれども、それでいてたがいに因果関係で結ばれているのである。

まず、人間のあいだの区別立てや物事のけじめがなくなると、人びとの価値判断基準は動揺を来たして、「慎しみはこれをお人好し、……節制を女々しき、……傲慢を育ちのよき、無政府は自由、浪費は鷹揚、無恥は男らしきと呼」¹²⁾び、その結果かれらは優劣・善悪を名指しする自信を失って、あらゆる発想と行動の様式をことごとく容認せざるをえないと思ひこみ、ついには「すべてが許される」状況へと逃避して、そこではじめてホッと安緒するようになる。俺のことには口をさしはさまないでもらいたい、そのかわり俺はお前にとにかく言わず、好きにさせてやるからな、まあおたがいに黙認しあおうじゃないか、というわけである。当節人気のある「価値観の多様化」という、あるいはスマートな、あるいは大仰な流行語の実態は、存外こんなところにあるのかもしれない。

文部省のまとめによると¹³⁾、昭和56年度の私立大学経常費補助金は学生1人当たり平均25万円強で、全私大324校中304校に対して総額2385億円にのぼる。学部別1人当たり平均では、医学部が約279万円、歯学部99万円、理工科系約30万円である。また「経済白書」は、国民医療費が、昭和36年度(国民皆保険制度実施年)の5130億円から55年度には11兆9805億円へと、なんと23.4倍に膨張したと報告している¹⁴⁾。これを評するに、一方では防衛予算増額などともなく目くじらを立てながら、他方では、限りなくものわりのよいしたり顔で、およそ教育効果は長い眼で考えなければならないといいつつ、漫画とスポーツ新聞しか見ぬ大学生を養うのを黙許・放置したり、薬漬けの患者による医院のサロン化をば優しい社会の証しだとして助長促進したりするありさまなのである。

しかも、この許容社会の住人はほとんど漫性的ともいえる飢餓状態にある。かれは、自分がおかれている政治的・経済的・社会的諸条件に満足できないでいる。すべ

てが許されているのに不満なのではなくて、すべてが許されているから不満を覚えるのである。つまり、自分をとりまく周囲に目をやると、さまざまなものが——欲求を満たす物質と方法、欠乏と不安から逃れるための社会的装置、何か問題がおこればすぐにお役所に駆け込み訴えをして解決させる手続き、多様な価値観などなどが——用意されていて、自分によく似たありふれた同輩がそれらを持っている、自分より多くのものを持っている、少くともかれの目にはそう映るのである。この比較からいわば相対的窮乏感が生まれ、かれを不満に陥れることになる。

戯画化していえば、かれは自分の諸条件を discount し（割引いて考え）、disadvantage（不利）を背負わされていると感じ、dissatisfaction（不満足）を覚え、discomfort（不快）となり、discontent（不満）をぶちまけ、discomposed になる（不安になって、心の平静を失う）というぐあいになるだろうか。これらの単語の接頭辞 dis をとって、許容社会における dis 文化¹⁵⁾と呼ぶゆえである。

やっかいなことに相対的窮乏感は、隣人とのいわば横の比較からだけ由来するのではない。かれ自身の現在の諸条件と過去のそれらとの落差——時間の流れに沿った縦の比較——からも発生する、しかも現在の方が改善されているにもかかわらず、である。この間の事情は、トクヴィルのフランス革命原因論の一部を援用して説明できる。すなわち「……悪弊のなかで幾らかのものが排除されると、後に残る悪弊が一段と鮮明になる。……そこでは、実際には害悪は減少している。しかも害悪に対する人びとの感度は一段と鋭敏になっている。」¹⁶⁾つまり、従来かれが耐えてきた不利な条件が可変のものであることが判明し、そして実際に多少なりとも改善されるやいなや、残余の不利がクローズ・アップしてきてかれの不満をつのらせる、と読み替えてもさしつかえないであろう。

かくして、平等主義の蔓延につれて相似現象が進行し、その果てに現れる許容社会のなかで人びとは不満感の虜となって、欲求を噴出させる。このような人びとにむかって、「ボートが沈みそうだから、みんな荷物を海に棄てなさい」と説得することは、まだ可能であろうか。沈没しないですむには、船乗りと船客は何をどうすればいいのか、これがつぎの問いでなければならない。

(未完、以下次巻)

註

- 1) アレクシス・ド・トクヴィル『アメリカにおけるデモクラシー』（岩永健吉郎・松本礼二訳）、9頁、研究社叢書、昭和27年。
- 2) 勝田吉太郎『民主主義の幻想』、31頁に引用、日本経済新聞社、昭和55年。
- 3) 具体的な提案や実施内容については、河合秀和『チャーチル』（中公新書、昭和54年）の98～101および112～116頁に簡潔に要約されている。
- 4) レスター・C・サロー『ゼロ・サム社会』、36～37頁、TBSブリタニカ、昭和56年。
- 5) サロー、前掲書、32頁。
- 6) 阿部齊『デモクラシーの論理』（中公新書、昭和48年）から示唆を得た。とくに40～42頁。
- 7) 毎日新聞、昭和55年10月7日。
- 8) 朝日新聞、昭和52年10月29日『声』欄。
- 9) この理論については、橋本公巨氏の所説から教示を受けた（『書齋の窓』、No.297、3～20頁、有斐閣、昭和55年9月）。以下の拙論も氏に負うところ大である。ただし、氏は自由権の一種であるプライバシーの権利を中心として、半影理論および人権拡大問題に言及されているのに対し、筆者は社会権をも含めたより広範な人権要求を例証せんとして半影理論を採用する。そこから発生するやもしれぬ誤りについては筆者の責任であること、いうまでもない。
- 10) 学報前巻（第33巻）の拙論（I）の59頁参照。
- 11) プラトン『国家』（山本光雄訳）、277頁、河出書房（世界の大思想1）、昭和40年。
- 12) プラトン、前掲書、274頁。
- 13) 毎日新聞、昭和57年8月22日。
- 14) 毎日新聞社『エコノミスト 臨時増刊』、昭和57年8月30日号、240頁。
- 15) 松山幸雄『しっかりせよ、自由主義』、15～16頁、朝日新聞社、昭和57年。
- 16) 勝田、前掲書、240頁からの引用。ただし、トクヴィルがこの一節を記したのは、革命の原因をめぐってであり、筆者のいう許容社会における不満感の源のひとつとしてではない。なお詳細は、Alexis de Tocqueville, The Old Regime and the French Revolution (trans. by Stuart Gilbert), pp. 115～117, Doubleday Anchor Books, N. Y., 1955.